

議案第92号

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約を変更する協議について

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を次のとおり変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年10月20日

三朝町長 吉田秀光

平成16年10月20日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約（昭和43年告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表岩美郡の項中「国府町、岩美町、福部村」を「岩美町」に改め、八頭郡の項中「、河原町」及び「、用瀬町、佐治村」を削り、気高郡の項を削り、「鳥取県東部町村交通災害共済組合」、「気高郡衛生施設組合」及び「佐治用瀬ごみ処理施設組合」を削る。

附 則

この規約は、平成16年11月1日から施行する。